

三重の木づかい条例案について

1 内容

県民及び事業者の参加の下、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与するため、木材利用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、木材利用の推進に関する施策の基本的な事項を定めるものである。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、同年10月1日から施行する。